

Graduate Certificate in European Union Studies



2009年度後期
シラバス
- 大学院 -



EU Institute in Japan, Kansai

Graduate Certificate プログラム
2009 年後期シラバス

(a) Core Module/	1
(b) Economics Module/	2
(c) Law and Politics Module/	7

(a) Core Module/

EU	Japan- EU Relations /	EU

EU	EU's Role in Asia /	EU

EU	History of European Integration /		
		5)	230

現代進行している EU を軸としたヨーロッパにおける経済統合を、中世末期からの現代に至るより広義な経済統合の流れの中に位置づけその特質を明らかにする。(EUIJ 科目)

以下のテーマでの講義を行う。

ヨーロッパ統合の普遍性と独自性、地域統合を考える上での理論的前提、経済発展に対する機能分析と進化論的アプローチ、中世ヨーロッパの商業と市場、中世末期以降の流通の広域化と地域分業化の進展、重層的流通ネットワークの形成と変化の不均衡、ヨーロッパの中心としての低地地方、近代ヨーロッパにおける地域分業、工業化の進展とヨーロッパの経済統合、パックスブリタニカの時代 グローバル化の進展とヨーロッパ、世界大戦とヨーロッパ統合、東西冷戦とヨーロッパ統合、ヨーロッパ統合から見た EU

期末テスト (100%) の評価による。

本科目は EUIJ 科目である。また、事前に西洋史の一般的な知識を再確認しておくこと。学部学生については平成 20 年度に開講した中近世西洋経済史を受講していることが望ましい。

[学部生について]

学部生が上級科目を履修するには経済原論 I、経済原論 II、経済史及び統計学を修得しておく必要がある。ただし、アドヴァンスト・コース参加学生は除く。

後期 水曜日 16:00~17:00 研究室

歴史的な視点から EU をより大きなフレームの中で位置づけることをめざしています。

配布するプリントによる。

テーマに応じた参考書を講義の中で適宜紹介する。

Graduate Certificate プログラム
2009 年後期シラバス

(b) Economics Module/

EU	Asian Economies /		
		2	232
<p>NIES 及び ASEAN 諸国を対象として、東アジアの戦後の経済発展と近年の経済統合の進展について考察する。アジアの経済事情に関する包括的な知識の習得よりも、アジア経済の分析を通じて、開発途上国の経済発展とマクロ経済安定の問題についての理解を深めることを主な目標とする。</p> <p>第一章 東アジアの経済発展の軌跡 第二章 貿易と経済成長 第三章 産業政策の役割 第四章 アジア通貨危機 第五章 地域貿易統合 第六章 地域金融協力 第七章 世界金融危機の影</p> <p>期末試験で評価</p> <p>開発経済学、マクロ経済学の基礎的知識を前提とする。講義はリーディング・リストの文献に沿って進めるので、授業の前に一読しておくことが望ましい。なお、基本文献は英文がかなりの割合を占める。</p> <p>オフィスアワーは特に設けないが、質問等があれば教員ホームページに掲載されたメールアドレスを通じて連絡し、時間を相談。</p> <p>授業は一方的な講義に止めず、受講者間の活発な議論を通じて、問題の理解を深めることを目指したい。</p> <p>授業の初日にリーディング・リストを配布する予定。</p> <p>大野・桜井「東アジアの開発経済学」有斐閣アルマ 1997 末廣「キャッチアップ型工業化論」名古屋大学出版会 2000 高橋・福井編「経済開発論」勁草書房 2008 原編「アジア経済論」NTT出版 2001 吉富勝「アジア経済の真実」東洋経済新報社 2003 渡辺編「アジア経済読本」東洋経済新報社 2003</p>			

EU	Modern EU Economy: Enlargement of Integration of EU Economy		
	EU		
	Holger Robert Bungsche	2	207
<p>EU 経済は、1990年代以降、市場・社会・通貨統合を経て統合を深化させる一方、2004年に旧東欧諸国を中心に10ヶ国、そして2007年にルーマニアとブルガリアの2ヶ国を新たに加えて、27ヶ国体制へと拡大を遂げています。2007年のスロベニアに続いて、2008年1月にマルタとキプロス、そして2009年1月スロバキアがヨーロッパの共通通貨のユーロを導入し、ユーロ圏が16ヶ国までに拡大した。</p> <p>2007年にブリュッセルとリスボン首脳会談で外交、司法と政治協力をはるかに深化させる新たな条約に合意し、2009年2月現在、27ヶ国の内、25ヶ国がリスボン条約を批准した。しかし、2008年6月のアイルランドの国民投票の拒否により、リスボン条約はまた発効するようになれない。只今の経済危機を初めとして、加速しているグローバル化に伴う経済構造の変更に対応、そして持続可能な発展を現実できるように行為能力</p>			

Graduate Certificate プログラム
2009 年後期シラバス

を上げることは今の EU の大課題であろう。
本講義は現代 EU 経済の深化と拡大に伴う共通経済政策を紹介し、EU 加盟国の経済状態と課題を考察します。

EU の通貨制度と金融システム

1. EU の通貨システム 1 : 通貨統合の発展
2. EU の通貨システム 2 : 欧州中央銀行と世界通貨としてのユーロ
3. ヨーロッパの金融システム
EU の地位経済と社会政策
4. EU の社会政策
5. EU の経済の構造的な不均衡、労働市場と失業問題
6. 北欧諸国の社会政策
7. EU の競争状態：リスボン戦略とその影響
EU の地域経済 2
8. EU の中東欧拡大に伴った経済構造変化
9. 東欧拡大以降の南欧の経済：スペイン、ポルトガル、ギリシャ
10. EU の地域経済：その他の地域
政界の中の EU:
 11. グローバル経済の中の EU 経済
 12. EU と日本の経済
 13. 持続可能発展をリードしている EU
 14. 政界経済危機の EU への影響と今後の課題
パワー・ポイント・プレゼンテーション、グループ・ワーク、学生さんとの討論

テキスト

1. 田中素香 他 (著) 『現代ヨーロッパ経済』有斐閣、2006 年
2. 久保広正 (著) 『欧州統合論』勁草書房、2003 年
3. 田中友義、久保広正 (編) 『ヨーロッパ経済論』ミネルヴァ書房、2004 年
4. 堀口健治、福田耕治 (編) 『EU 政治経済統合の新展開』早稲田大学出版部、2004 年
5. 辰巳浅嗣 (著) 『EU—欧州統合の現在』創元社、2005 年
6. ペルクマン、J. (著) 『EU 経済統合—深化と拡大の総合分析』文眞堂、2004 年
7. 辰巳浅嗣 (著) 『EU—欧州統合の現在』創元社、2005 年
8. ペルクマン、J. (著) 『EU 経済統合—深化と拡大の総合分析』文眞堂、2004 年

成績評価方法および基準

期末レポート

キーワード

ヨーロッパ経済、EU 拡大と深化、グローバル経済と地域経済発展

EU Structure and Development of EU Automobile Industry B			
EU		B	
Holger Robert Bungsche		2	202
<p>EU にとって自動車産業は何より重要な産業である。自動車産業は全 EU の GDP に 3 %、全研究開発の投資に 20 %、そして EU 域外の貿易に 5 % を占めている。その上、自動車産業では 200 万人が直接に、1000 万人が間接的に雇用されている。EU 自動車市場は、販売台数ベースでアメリカ市場に次いで、世界の第 2 位の市場規模を誇っています。一方、この欧州自動車市場は、「グローバル・プレイヤー」たる世界の有力自動車メーカーがしのぎを削る最も競争の激しい市場です。他方、日本自動車産業と同様にヨーロッパの OEM と部品メーカーは賃金コストの低い地方への製造拠点の移動、中国、インドなどの急速に拡大している新市場、自動車の安全性を高めることと環境を守る社会的な要求、そして持続可能な経済を実現できる代替エネルギーと新しいエンジン技術の研究開発などの巨大な挑戦に直面している。</p> <p>本講義では、欧州自動車産業の構造と特徴、ヨーロッパの自動車グループと各ブランドの発展過程について、競争戦略論の視点から考察します。</p> <p>I. EU の自動車政策</p>			

Graduate Certificate プログラム
2009 年後期シラバス

<p>1. EUの自動車産業政策（1）：EUの産業、競争と社会政策 2. EUの自動車産業政策（2）：EUの環境、地方構造と研究開発政策</p> <p>II. M&A、アライアンス、企業協力戦略と企業のブランド戦略</p> <p>1. ケース・スタディ：プレミアムメッカーへの道－アウディ 2. ケース・スタディ：BMW 3. ケース・スタディ：ダイムラーのグローバル戦略 4. ヨーロッパにおけるアメリカ自動車メーカーの子会社：フォード・ヨーロッパ、オペル、サーブ 5. 超高級のブランド：ロルス・ライス、ベントレー、マイバッハ</p> <p>III. 21世紀に入ったヨーロッパ自動車産業</p> <p>1. 21世紀のEUと自動車産業：持続可能な発展とCARS 21のプログラム 2. ケース・スタディ：PSAグループ（プジョー・シトロエン） 3. ケース・スタディ：フィアト・グループ 4. 2008年の世界経済危機と自動車産業への影響 5. メガ・コンペティションとヨーロッパの自動車産業：新しい市場、新しい競争</p> <p>パワーポイント・プレゼンテーション、ケース・スタディ、グループ・ワークと学生さんとの討論</p> <p>1. Bungsche, Holger : EUの拡大・深化とヨーロッパ自動車産業。In:海道ノブチカ（編著）：EU拡大で変わる市場と企業、日本評論社、2008年。 2. Furukawa, Sumiaki; Schmidt, Gert: The Changing Structure of Automotive Industry and the Post-Lean Paradigm in Europe. Kyushu University Press, 2008. 3. EU Institute in Japan Kansai: New Developments in the European Automobile Industry. Workshop September 29th, 2007. EU Institute Japan, Kansai, 2008. 4. Freyssenet, Michel et al. Globalization or Regionalization of the European Car Industry? Palgrave. 2003 5. Laux, James, The European Auto Industry, Twayne 1992</p> <p>期末レポート</p> <p>EU 経済、ヨーロッパ自動車産業、企業戦略、プロフィット戦略と生産システム、グローバル化と地域経済発展</p>

<p>EU The Economics of EU Environmental Policy</p> <p>EU</p>			
		4	320
<p>環境政策が、人権・福祉・労働分野などと同様に、国境という人為的な制度・仕組みに影響を受けにくい普遍的な社会価値に関する政策領域であること、経済政策が普遍的な自由市場の効率性の追求を目的としていることを理解した上で、EUの推進する環境政策成立の系譜と特徴を明らかにし、そのグローバル経済への影響について論考する。</p> <p>授業の前半ではEU環境政策の歴史と現状について紹介し、授業の後半において、経済活動への政策効果分析手法として重要なLCA、価格波及モデル分析、生産誘発モデル分析などについて講義する。</p> <p>(1～2) 環境政策と経済概論 ピグー税、排出権取引、「サービス財としての環境維持・保護」などの視点から論考 (3～5) EU環境政策の概要について紹介し、論考 (6～8) 産業連関分析手法概論（価格波及モデル構築）紹介 (9～11) 日本の産業連関表を使った（生産誘発モデル構築）紹介 (12～14) EU産業連関表を使った経済波及モデル計算演習</p> <p>なし</p>			

Graduate Certificate プログラム
2009 年後期シラバス

出席及び最終レポートで評価する。

授業中実施

EU、環境政策、経済活動、企業、政府、産業関連分析、価格波及、生産誘発

EU Western (European) Economic and Social History II

		3	B105

西洋経済史研究ならびに比較経済史研究に必要な基本的知識の習得を主目的とする。

参加者は支持された文献を読み、積極的に討議に参加すること。

西洋経済史研究ならびに比較経済史研究に関連する主要な論争やテーマをとりあげ、包括的な検討を行う。また、関連の重要論文の輪読と討議を行う。

授業中に指示する。

授業中に適宜指示する。

授業や討議への参加状況ならびに学期末の研究レポートを参考に評価する。

EU 研究修了プログラム (EUIJ 関西) 科目 (歴史)

EU Western (European) Business History II

		3	B105

近現代におけるヨーロッパの諸産業・企業の展開について、基礎的な知識を得ること。日本経済についての研究にあたっては、異なった特徴をもつと考えられる経済システムとその構成要素である諸企業の歴史的背景に関する基本的な理解は、比較考察のうえで不可欠である。本授業は専門的な外国経済史・経営史研究の基盤だけでなく、日本と外国との比較史的研究の基盤ともなるべき知識を提供するよう努めたい。

とくになし

経営史・経済史の学問分野としての成立史に関する導入的な講義を行なったのち、入門書の文献を輪読する。文献については出席者と相談のうえ決定する。

経営史学会・編『外国経営史の基礎知識』有斐閣、2005。

平常点による

外国史研究を志す場合、近現代ヨーロッパ経済についての知識が不可欠であるのは言うまでもない。日本経済史・経営史の研究を志す場合も、何らかの形で外国史研究に早期に触れておくことの必要性はますます高まっている。本学では複数の外国経済史関連の授業が開講されており、本授業はその一環である。日本経済史研究の院生の積極的な参加も歓迎する。

Graduate Certificate プログラム
2009 年後期シラバス

EU Comparative Business History II /			
		4	B105
<p>比較経営史に関する理解を深める上で有益な日本語文献を多読する。</p> <p>なし。</p> <p>教科書を輪読し、近年研究の進展が著しい戦前の都市史に関する経営史・経済史について学んでもらう。外国の事例も適宜紹介する。</p> <p>大石嘉一郎・金澤史男編『近代日本都市史研究—地方都市からの再編成』（日本経済評論社、2003年）、橋本哲哉編『近代日本の地方都市—金沢/城下町から近代都市へ』（日本経済評論社、2006年）。</p> <p>平常点（出席、報告、討議への参加度）による。</p>			

EU Trade II /			
		3	605
<p>国際経済学、空間経済学の最新の研究を把握し、参加者がその分野で論文を執筆する能力を身に付ける事を目的とする。国際間での産業集積の理論、租税競争の理論、国際貿易による人的資本蓄積への影響、企業のイノベーション活動への影響等、今日、注目されている分野の研究を進める。</p> <p>ミクロ経済学、独占的競争、寡占理論の知識を有する事。</p> <p>参加者が各自の論文もしくは既存論文について報告する。</p> <p>特に無し。</p> <p>特に無し。</p> <p>平常点によって評価する。</p>			

EU Entrepreneurship /			
		2	505
<p>本講義は、企業家活動をベンチャー創造に関わる経営現象との関係で明らかにすることを目標としている。この講義の目的を達成するために、本講義では企業家活動の概念を明確にするとともに、それをベースにしてベンチャーの創造と発展のプロセス、ビジネスモデル、ネットワーク活動、大学における企業家活動、産業クラスターなどの重要なトピックスと関連づけて体系的に講義する。また、ベンチャー創造と企業家活動の理解を深めるために、多様なケーススタディ（可能ならば、ライブケーススタディも含めて）を行う。</p> <p>本講義の受講によって、ベンチャー創造と企業家活動に関する多様な経営現象を体系的に理解できるようになる。</p> <p>特になし</p> <p>I 企業家活動の概念</p>			

Graduate Certificate プログラム
2009 年後期シラバス

<p>II ベンチャー創造と企業家活動 III ベンチャー発展のプロセス IV 事業コンセプトと資源動員 V ビジネスモデル VI 大学発ベンチャー VII ソシオダイナミクスベンチャーと社会企業家 VIII 産業クラスターと企業家活動 IX 社内ベンチャーと企業家活動</p> <p>特になし</p> <p>金井一頼・角田隆太郎『ベンチャー企業経営論』有斐閣 その他の文献については、その都度指示する。</p> <p>日常点（ディスカッションへの参加・出席）とレポートにより判断する。</p> <p>本講義は、ディスカッションを中心に展開していくので、積極的な議論への参加が求められる。 EU 研究修士課程プログラム（EUIJ 関西）科目（経済）</p>

EU	International Economics II /		
		12 1	D
		3 4	
<p>最近の国際経済政策課題の分析と考察を通じて中級国際マクロ経済学のエッセンスを学習する。</p> <p>初級の国際経済学・開発経済学を修得していること</p> <p>最近の国際経済政策課題のいくつかを考察する：例として、 ・金融グローバル化、・グラビティモデル、・為替制度選択、・マクロ経済政策のトリレンマ、・制度と経済成長、 ・金融政策ルール、・金融発展、・高齢化と経済成長、・対外調整メカニズム、・経済統合、など。</p> <p>適宜、指定する。</p> <p>タームペーパーによる</p>			

(c) Law and Politics Module/

EU	Current Topics II /	EU	
	Silviu Razvan Jora	3	104
<p>The course intends to provide a more extensive understanding of EU by focusing on the most challenging issues faced by the Union. The course is also approaching the EU member states dynamics in the communitarian context. In addition, the course will approach several factual case studies.</p> <p>The course is divided is three main parts: challenges (``deepening Vs widening``, the ``EU democratic deficit``, the new security threats, EU and the Global competition); EU member states dynamics (the</p>			

Graduate Certificate プログラム
2009 年後期シラバス

core members, the Northern, Southern and Eastern EU members); case studies (EU-WTO, EU-UN and Global Governance, EU-US, CFSP - crisis management, EU relations China, the North Korea issue etc).

55% - a research paper - each student will be required to prepare a short paper (7-10 pages) on a topic to be agreed upon with the instructor. 45% - class participation (continuous assessment).

Both, class participation and research paper are required in order to obtain a credit.

()

The course is meant to be highly interactive. Aiming to stimulate their oral discourse skills, the students are encouraged to actively participate in the class debates.

-Necessary text materials will be provided before each class session.

Wallace W and Wallace H (eds) Policy Making in the EU.

- ``Europa`` web site of the European Union <http://europa.eu.int>

-Source for articles on European Integration (European Research Papers Archive): <http://eiop.or.at/erpa>

- The Centre for European Policy Studies <http://www.ceps.be>

EU European Legal History /			
		2	101
<p>ローマ法史に関するドイツ語文献を読む。法史学研究の基礎を学び、また外国語文献を読む力を養うことが目標である。</p> <p>下記文献の第1章「ローマ法展開の出発点としての初期都市国家」、第2章「初期の時代の市民法」を読む。参加者には一文ずつ読み、訳してもらおう。 Kunkel/Schermaier, Roemische Rechtsgeschichte</p> <p>内容はローマ時代の初期、王政期と共和政期の法史であり、歴史に興味を持っていることが参加の前提である。</p> <p>テキストはコピーしたものを配布する。</p> <p>特になし。</p>			

EU European Competition Law /			
		2	204
<p>経済法（独占禁止法、競争法とその関連分野）に係る最新の事件・問題を取り上げて研究するほか、受講者の研究テーマに関連する報告を基に相互の討論を行う。その際、米国とEU (EC) との比較という視点を重視する。</p> <p>テーマに即して必要な文献・資料を適宜配布し、または調査をしてもらう。参加者に報告してもらい、参加者で議論なども行う。</p> <p>報告および議論への貢献などの平常点によって評価する。</p> <p>未定</p> <p>テーマに即して必要な文献・資料を適宜配布する。</p> <p>テーマに即して必要な文献・資料を適宜配布する。</p>			

Graduate Certificate プログラム
2009 年後期シラバス

EU European Social Law I /			
		2	403
<p>社会保障法・労働法（労災保険関係）の重要（及び最新）判例、及び重要文献を取りあげ、社会保障に関する理解を高め、その問題について検討を行う。</p> <p>参加者は分担して判例の報告をし、議論する。報告内容をレポートとして提出する。</p> <p>平常点による。</p> <p>（ ）</p> <p>報告者以外の参加者にも積極的に議論に参加してもらうため、判例・文献を熟読し、準備をしてくること。</p>			

EU European Private International Law /			
		2	102
<p>国際的な私法の統一・調和や各国私法制度の間の国際協力体制確立を目指す最近の動向について、受講者が研究を進めている分野に関連して調査を行い、研究報告をおこなう。そしてそれをもとにした徹底した議論をおこなうことで、相互に知見を交換し、理解を高め、研究の一層の進展を促すことを目的とする。</p> <p>1) 国際契約法分野における私法の統一 2) 国際民事訴訟法分野における法の統一及び調和 3) 国際家族法分野における司法制度間協力 4) 国際担保法分野における国際的な法制度の構築 5) 国際的な知的財産法制の調和及び協調 6) 国際的な判決や仲裁判断の自由移動を目指す動向 その他。</p> <p>講義における研究報告（60%） 講義への出席と議論への取り組み（40%） （ ）</p> <p>私法分野の問題を多く扱うことになるが、それ以外の分野においても法制度の国際的な協調を目指す動きは活発になってきている。従って、公法分野や社会法分野でそうした動向に関心を持っている受講生も歓迎する。</p> <p>受講者と相談の上、設定する。</p> <p>研究者としての能力を伸ばすことを目的とした講義である。各自の、積極的な問題提起と、活発な相互の意見交換や情報の交換が強く望まれる。</p> <p>資料を配付する。</p> <p>講義中に指示する。</p>			

Graduate Certificate プログラム
2009 年後期シラバス

EU European Political Theories /			
		3	102
<p>現代政治哲学・政治理論・法哲学の基本構造について、和文・英文のテキストを用いて研究する。政治学プロパーの研究者のみならず、憲法・法哲学・国際関係論・法社会学等、隣接諸分野の院生を対象に、修論・博論作成に必要な理論的基礎を習得することを目指す。</p> <p>具体的テキストの詳細は初回授業の際に参加者の希望を勘案して決定するが、過去にはロールズやドゥオーキンらの現代リベラリズムや多文化主義に関する著作、熟議民主主義論に関する著作等を輪読した。また政治理論に関して予備知識のない人は、川崎・杉田編『現代政治理論』（有斐閣・2005）も参照のこと。</p> <p>平常点を中心となる。</p> <p>()</p> <p>初回授業で教材等を決めるので必ず出席のこと。</p>			

EU Private International Law / /			
		3)	4 D
<p>ヨーロッパにおける国際私法・国際民事訴訟法の最新の動向についての理解を、本の通読によって深めます。</p> <p>履修希望者は、必ず、第1回の授業が始まる前に、メールで受講の連絡を取ってください。</p> <p>第1回 ガイダンス 第2回 - 第15回 担当を決めて、資料を通読します。</p> <p>Juergen Basedow ed., "Private Enforcement of EC Competition Law", (Kluwer, 2007) コピーを第1回の授業時に配布します。</p> <p>授業中に指示します。</p> <p>平常点によります。 場合によっては、終了時にレポートの提出を求めることがあります。</p> <p>火曜日 3限 ただし、必ず、メールで事前予約を入れてください。 また、オフィスアワー以外でも、メールでの予約で柔軟に対応します。</p>			

EU European System of the Protection of Human Rights			
		2	
<p>欧州人権条約の履行監視機関である欧州人権裁判所の判例を検討する。欧州人権裁判所は、早くから活動を開始し、国連が中心となって作成した人権条約の実施にも大きな影響を与えてきた。この授業では、欧州人権裁判所の判例の内容とその是非、他の条約履行監視機関の実行との比較などを中心として検討を進める。具体的にとりあげる判例については、受講者の希望を考慮に入れ、後日決定する。</p>			

Graduate Certificate プログラム
2009 年後期シラバス

国際人権法の基本的知識が必要である。また、英文の文献と判例を読む努力をいとわない者を望む。なお、受講者の学習の程度と希望を考慮に入れて全体の授業計画を決定するため、9月末までに村上宛てメールにおいて、1:受講を希望する理由、2:報告を希望する事項（例えば、表現の自由。第3希望まで）、及び3:その他、授業で取り扱われることを希望する事項を通知すること。期限内にこのメールを送付しない者には受講を認めないこともあるので、注意すること。

初回の授業において授業の全体計画を示す。

適宜資料を配付する。なお、欧州人権裁判所の判例は、その大部分がインターネットを通じて入手可能であるため、授業で取り扱う判例については、各自で入手されたい。サイトのアドレス、入手すべき判例などの必要事項は、授業開始前に受講者希望者に送付する。

適宜配布又は指摘する。

平常点及び講義後に提出することが求められるレポートによる。

EU Comparison of Political System /			
		45	A
<p>米国の凋落に伴い、世界政治における欧州の役割が改めて注目されている。本授業では、加盟国が27カ国まで拡大する一方で、欧州憲法条約・リスボン条約の挫折など、統合に停滞が見られる欧州連合の状況について知見を深める。</p> <p>下記文献を輪読するとともに、今年6月に実施される欧州議会選挙の過程・結果を分析する。</p> <p>『EUのなかの国民国家』（早稲田大学出版部、2003年）</p> <p>『EUスタディーズ』1・3（勁草書房、2007年）</p> <p>木戸衛一編著『「対テロ戦争」と現代世界』（御茶の水書房、2006年）</p> <p>授業への意欲的参加とレポートの提出。</p>			

EU Children's Rights and Child Protection in the 21st Century			
		2	C
<p>子どもの権利・子どもの法的保護のあり方をテーマとして、現在の法制度および今後の政策について検討する。EU諸国における動向との比較もしながら、関連論文・著書を読み討議する。</p> <p>子どもの権利、子どもの法的保護に対する強い関心を有し、考える意欲を備えていること。法律学の基礎知識を有すること。授業開始時まで、下記参考文献を読んでおくこと。</p> <p>今年度は、医療と子どもの福祉、子どもの監護をめぐる問題を検討する。 新生児医療の問題 親による治療拒絶と法的介入 医療上の自己決定権</p>			

Graduate Certificate プログラム
2009 年後期シラバス

諸外国（アメリカ、ドイツ、フランス、オランダ、スウェーデン）の状況
これらについて各担当者の報告を受けて討議する。

小山剛・玉井真理子『子どもの医療と法』（尚学社、2008年）

上記教科書に引用されているものを適宜、参照すること。

単位を取得するためには、出席・報告義務を果たすほか、小論文（1万字程度）の提出が必要である。

民法・家族法・児童福祉法・医事法における「子どもの権利」「子どもの福祉」に関心を有するものの参加を求めます。

EU International Finance: Law, Policy and Transactions II			
		5	C
<p>国際金融に関する取引の実際を理解し、これを規律する法律と現在および将来の政策を検討することを目的とする。</p> <p>1 日本語による論理的な文章作成能力と説明能力および英語の構造的な読解能力が要求される。 2 正当な理由なく遅刻欠席をしないこと。</p> <p>(1) 国際貸付（取引の実際と契約書の分析） (2) 国際的証券発行（取引の仕組みと若干の契約例） (3) 受講者が選択できるトピック例</p> <p>(a) 国際金融システム、 (b) 欧州通貨統合、 (c) プロジェクトファイナンス、 (d) 国際的証券化、 (e) 支払および決済制度、 (f) デリバティブ・スワップ取引 (g) 国際金融に関する最近の話題</p> <p>Agasha Mugasha, The Law of Multi-Bank Financing Syndicated Loans and the Secondary Loan Market pp. 22-173 (2007). Hal Scott, International Finance (Foundation Pr., latest ed.). 貸出用コピーを国際公共政策研究科5階ライブラリーに備え置くので、希望者は自分で資料を作成することができる。</p> <p>日本および英米圏の裁判例、モデル契約書、各国中央銀行、B I S、EU等 の資料など、最新かつ必須の資料を講義中に紹介する。</p> <p>成績は、相対評価により、学年末の筆記試験によって評価し、授業中の報告、質疑応答を20%まで考慮する。無断欠席者は評価の対象としない。</p> <p>ソクラティックメソッドによる授業が体験できます。</p>			